

[ 研究ノート ]

## 米国会計不正対策とその効果

秋 山 純 一

### Measures and their Effects of Accounting Scandals in the United States

Junichi Akiyama

会計監査が高度に発達しているといわれている米国でも、会計不正には常に悩まされていた。特に、1990年代半ばから21世紀の最初の2年ほどに発生した大規模かつ多数の会計と監査にかかわるスキャンダルの対処策としてのサーベンス・オックスリー法(SOX法)が果たして会計不正防止に有効に働くかどうかを検討する。

People have been suffered by accounting scandals in the United States, where it is believed that the auditing practices are highly advanced. Sarbanes-Oxley Act of 2002(SOX Act) was enacted as a result of accounting scandals in the latter half of 1990s and the first two years in 2000s. This monograph tries a preliminary review whether or not SOX Act is effective to prevent further accounting scandals.

会計不正、会計監査、サーベンス・オックスリー法、公認会計士、会計監査人  
accounting scandal, auditing, Sarbanes-Oxley Act of 2002, certified public accountant, auditors

(原稿受領日 2004. 10. 30)

#### 最近の米国会計不正

企業が資金を調達する上で、財務諸表は極めて重要な役割を果たすため、信頼性が非常に重要となる。このような信頼性のある財務諸表を作成する上での指針ないし約束事として会計基準があり、それらを適用して財務諸表を作成、公表する第一次的責任は当該企業の経営者にある。それに加えて、財務諸表の信頼性を増すために、利害関係者から独立した会計監査人により監査が実施され、その結果も財務諸表と共に公表される(第2次的責任)。

米国の会計監査は19世紀半ばに英国などから鉄道事業などへの大規模な投資が行なわれた際

に、英国から導入された制度であり、1920年代から30年代に掛けて会計監査の担い手である公認会計士は監査を通して、米国で社会的信用を確立した。特に、1920年代末の大恐慌への対策の1つとして成立した1933年証券法、1934年証券取引法が公開会社の会計監査を法律で強制した(注1)ために、その担い手である公認会計士の立場を強化した。

しかし、法令で公開会社の経営者とそのアドバイザーに責任を課し、更に、その違反者に刑事罰を科することとしても、経営者が常に信頼性のある財務諸表を適時に公表する保証はない。また、経営者が意図的に会計監査人を欺こうとする時には、会計監査も有効でないことが多い。

そのために、会計不正が発生すると、その企業の会計監査を担当する公認会計士もそのスキャンダルに巻き込まれることとなる。

米国で公開会社の会計監査が法令で強制されてから最初の重要なスキャンダルは、1938年に発覚した製薬会社であったマッケンソン・ロビンズ事件<sup>(注2)</sup>であった。この事件では、社長が前科者であり、国際業務はすべてデッチ上げの書類に基づくものであったが、内部証拠だけを検証の対象とする会計監査であったために、会計監査人は不正を発見できず、後に、監査手続の一部に外部証拠を入手することも義務付けるキッカケとなった。

会計監査上で次に重要なスキャンダルは、1958年から1962年にかけてのアラスカ・ジェノー金鉱の「監査意見漁り」(opinion shopping)であろう<sup>(注3)</sup>。この会社は、自社の会計処理を認めないアーサー・アンダーセン、アーサー・ヤングを次々と解任し、1962年に同社の会計処理を認める会計事務所を会計監査人に選任した。この事態に対処するために、アメリカ公認会計士協会は大まかな会計基準を示してきた「会計手続委員会」に代えて、1959年に「会計原則審議会」(APB)を設立し、会計基準の統一化と強化を目指した。また、「監査意見漁り」を防止するために、米国証券取引委員会(SEC)は、後に、会計監査人の変更がある場合、前任の会計監査人の意見も添えて、臨時報告書で届け出る条件を課すことになる。

第3にあげられるスキャンダルは、1966年に社長と会計監査を担当した事務所の会計士3人が起訴されたコンチネンタル・ベンディング事件<sup>(注4)</sup>である。これは社長が自ら支配する別会社に会社の資金を移動し、それを会社の財務諸表上では担保付貸付金と表示されていたが、実際には回収可能性がなく、また、会社の経理担当者が会計監査のアシスタントにこの取引の妥

当性に疑問があることを告げたが、会計監査人は特に何のアクションを取らなかったために、会計監査を担当した事務所の会計士3名は社長と共謀して、虚偽の年次報告を行なったとして、有罪となった事件である。この事件は、会計監査人が不正の発見に遅れると、たとえ、不正を発見しても責任をとられること、利害関係者との取引には通常以上の注意を払う必要であることなどを示した。特に、後者の教訓を生かすことができたのであれば、後述するエンロン事件を回避することができたかもしれない。

その後も、1960年代終わりから1970年代にかけて、ペンセントラル(鉄道会社)、エクイティ・ファンディング(保険会社)、ナショナル・スチューデント・マーケティング(通信教育会社)、フォー・シーズンズ養護施設、ジェオテック・リソーシズ・ファンドなどの事件が発生した。これらの事態に対処する方法が検討され、その1つとして、アメリカ公認会計士協会の影響の強いAPBに代わる独立の会計基準設定機関として、財務会計基準審議会(FASB)が設立された。

1980年代に入ると、ペン・スクエア銀行、コンチネンタル銀行などの倒産に伴うスキャンダルが発生し、また、競争力を失った貯蓄貸付組合の多数の倒産も発生し、その度に、会計監査人の責任が問われることとなった<sup>(注5)</sup>。

1990年代前半も会計事務所に対する損害賠償訴訟は継続するが、それを業務としていた大手の弁護士事務所の倒産と1995年に成立した民事証券訴訟改革法の成立により、会計事務所に対する訴訟は一時沈静化した。また、統廃合後に金融機関が競争力を回復し、更に、規制緩和により新しいタイプのビジネスが興隆することにより、景気は上向き、証券市場も多いに賑わったが、次の会計スキャンダルを生むもとを作ることともなった。

1990年代終わりから2002年までに会計不正で

問題となった米国の大企業は、エンロン（前年の売上高によると全米第7位）、ワールドコム（世界第二位の通信会社）、グローバル・クロッシング、クエスト、ダイナジー、CMSエナジー、タイコ、アデルファイア、ペレグレン、サンビーム、アリゾナ・バプテスト財団、ウエスト・マネジメント、ゼロックスなどであり<sup>(注6)</sup>、これらの会社のうち、多くの会社が破綻している。また、これらの会社に共通する現象は、経営者、取締役会（特に、監査委員会）、外部会計監査人の機能不全と経済実態のない取引を記録し、収益と利益を過大表示するか、費用・損失を資産に計上するか、簿外にしていたことである。もちろん、常識をはずれた業績をあげる会社について十分な裏付けを取ることなく、高い評価を与えたり、賞賛していたアナリスト、報道機関、経済実態のない取引の相方をつとめた投資銀行、形式的には合法であるが、実態の疑わしい取引についても警告することなくアドバイスを続けた弁護士事務所にも、間接的な責任があろう。

## SOX法の概要

1980年代から米国連邦議会は、公開会社の会計報告と会計監査人に対する規制を強化する試みを繰り返していたが、公開会社の経営者と会計監査人の抵抗に会い、規制強化はあまり進まなかった。2001年12月にエンロンが会社更生法を申請して、破綻した後でも、事態は大きく変化しなかった。しかし、2003年6月にワールドコムの38億ドルの会計不正（その後71億ドルであることが判明）が明らかになると、米国連邦議会内の空気は変わり、サーベンス・オクスリー法（企業会計改革法；以下、SOX法という）が2003年7月下旬に上下両院を通過し、ブッシュ大統領の署名を経て、成立した。このSOX法の主要な内容の概要は次の通りである（カッ

コ内の数値は関係条文を指す）。

- 1．会社の最高財務担当役員（CFO）と最高会計責任者（CAO）に適用する倫理規定には、次の事項を促進する基準を含むこと。個人の利害と職務上の利害が対立する場合も倫理的行動をとることを含めて、誠実かつ合理的な行動をすること、会社が提出すべき報告書における開示は、完全、公平、正確、適時、理解しやすいこと、法令に準拠すること（406）。
- 2．会社の取締役、役員は、外部監査人（会計監査人）に対して、不当な干渉、脅迫、命令、誘導（またはそれらを意図した行為）を行ってはならない。
- 3．会社の最高経営責任者（CEO）とCFOは、自社の財務諸表は、財政状態、経営成績を正しく表示しており、SECに提出する報告書には、重要な事項に関する虚偽記載は一切なく、重要な事実の記載漏れにより、誤解を生じさせることはないことを記載した証明書を提出すること（404）。
- 4．監査委員会は、社外取締役だけで構成し、そのうち、最低1名の「財務専門家」が含まれているかどうか、含まれていない場合には、その理由を開示すること（407）。監査委員会は、外部監査人を任命し、監査報酬を決定する。更に、外部監査人の業務の監督、並びに、外部監査人が自社に提供するすべての監査業務およびすべての非監査業務を事前に承認する（202および301）。監査委員会は、このような職務を遂行するために、外部の弁護士などの専門家と契約して、助言を受ける権利を有しており、会社はこのための費用を負担する義務を負う（301）。
- 5．SECの直接的な監督の下に、監査を担当する公認会計士を規制する調査権および処分権を持つ「公開会社会計監督委員会」（PCAO

- B)を設け、公開会社の監査基準を設定し、公開会社の監査を担当する会計事務所の監査を定期的に監査し、必要に応じて、勧告、処分を行なう(103)。
6. PCAOBとFASBの運営資金は、SEC登録会社に課する「年次会計負担金」で賄う。
  7. 監査責任者(主任監査パートナー)は、5年毎に交代しなければならない(従来の7年毎から短縮)。
  8. 内部監査、情報システムの構築を含む8種類の業務を、監査を担当する会計事務所が、被監査会社に提供することを禁止した(201)。
  9. 被監査会社に会計事務所の直接の担当者が就職するためには、1年以上の待期間が必要である。
  10. 会社の経営者は、財務報告に対する内部統制の有効性を査定して、その結果を毎年株主に報告する義務を負う(404)。外部監査人は、内部統制に関する経営者の査定を検討のうえ、報告する義務を負う。

## SOX法の有効性

上記のようなSOX法が施行された後に、米国の公開会社およびそれらの会計監査を担当する会計事務所がどのように変わったかを2004年8月の現地インタビュー<sup>(注7)</sup>などにより確かめた。

米国の主要会社の財務・会計担当役員などをメンバーとするフィナンシャル・エグゼクティブ・インスティテュートなどの団体と大手会計事務所などは、SOX法に準拠するためのガイドブック<sup>(注8)</sup>を作成し、無料または有料で配布すると共に、セミナーなどを開催している。また、SOX法に準拠していることを示すためには、多くのマニュアルと報告書などを作成するためがあることから、会計事務所、弁護士事

務所、コンサルティング会社などを雇って、作業を進めたところも多い。従って、表面的には、公開会社のほとんどすべてが、SOX法に準拠するように努力しているといえよう。

しかし、会計不正を防止する上で、最も大切と考えられるのは、会社のトップ・マネジメントを頂点とする全従業員のマインド・セットであるが、これが大きく変化した兆候はない。法令違反とか明確な会計基準違反になるような行為をしようとする関係者はいないが、グレーゾーンにある会計処理を巡っては、完全、公平、正確、適時、理解しやすい会計処理と開示が行なわれているとはいいがたい状況が依然として存在している。例えば、リース取引を例にとれば、その経済実態を見れば、本来は借手が関連資産と負債を貸借対照表に計上する必要がある場合でも、会計基準に定める形式的要件が充たされるならば、ファイナンス・リースではなく、オペレーティング・リースと処理されている。形式要件を充たしているために、会計監査人も異議を申し立てることが難しくなるなどをあげることができる。(ファイナンス・リースとして処理すれば、借り手は関連の資産・負債を計上する必要があり、オペレーティング・リースと比べて、総資産額、投下資本額などが大きくなるなど、財務比率を計算する上などで不利があると考えられている。)

会計監査人の事務所も、比較的大規模な被監査会社の主任パートナー(監査責任者)の決定権をそれぞれの地区事務所ではなく、本部事務所などに移して、地区事務所長の偏った判断、特に、営業上の理由による判断で選任しないような制度を採りはじめている。しかし、全米で1,000人とか2,000人を超えるパートナーを擁する事務所、本部事務所などが十分な情報を持っている保証はない。過去に、特に、問題のあったパートナーを除き、地区事務所長の推薦

するパートナーを特定の被監査会社の主任パートナーに選任せざるをえない。第一、問題を起こしたパートナーは、その程度と事情にもよるが、その事務所で引き続き働いていることはない。また、別の事務所から移ってきたパートナーについても、前評判と実態が異なることが少なくなく、リスクは通常よりも大きい。ここでも、改革の有効性は疑問である。

次には、これまで、監査業務時間合計の中で、パートナーが使う時間が少なかったといわれているのを是正し、パートナーの時間を増やそうとしている。事実、ある事務所では、パートナーが一定割合以上の時間を使っていない監査業務をその事務所の内部監査部門が精査し、改善を指導している。監査業務において、経験のある優秀なパートナーが現場にも出掛け、判断することは貴重である。しかし、ここでの問題は、この方針を実現するためには、パートナーの数が不足していることである。パートナーに昇進させることのできる候補者はできるだけ多く昇進させたが、なお、不足であるという。正確な統計はないが、米国の4大会計事務所パートナーに昇進できるのは、大学・大学院から入所した者の1%程度といわれている。現在の4大会計事務所いずれも、1900年代初頭から採用数をそれ以前の約半分にしてきているので、パートナーに昇進できる候補者の分母も小さくなっていよう。他の事務所からパートナーを採用するとしても、先に述べたようなリスクが伴う。

更に、悪いことに、経験のある優秀なパートナーが早期引退ないし転職するケースが増加している。特に、これまで、被監査会社の会計不正に果敢に立ち向かってきたパートナーにこの傾向が強いという。これらのパートナーの言い分は、その状況で、自分たちは最善の努力をし、最善の判断をしてきたにも拘わらず、自分たちより状況の把握が十分でない者が自分たちの判

断を形式的に批判する可能性があることは許しがたく、自分たちをそのような立場におきたくないの、辞めるのであるという。

この影響は、短期的には、会計監査人の事務所において、優秀な監査担当パートナーの数を減少させ、残ったパートナーに過重な負担を課すると共に、パートナー候補者の教育が難しくなり、中・長期的には、優秀なパートナーを輩出する可能性が低下するという影響がある。

日本では、会計監査人が代書屋のような仕事しかしない(中身を十分に検討せず、決められた形式の書類を作成することしかしないという意味)との批判があったが、米国で監査を巡って現在進めようとしていることは、個々の状況を無視して、画一的に判断することを強制することで、米国における会計監査人業務の代書屋業務化につながる懸念がある。SECから会計処理について勧告を受けたフォーチュン500社が3割ぐらいに達したので、事態は極めて深刻であるというが、裏を返せば、7割の会社は会計基準を準拠していたことなる。ビジネスは会計のためにあるのではなく、ビジネスの状況を的確に報告するのが会計の役割である。更に、ビジネス取引の形態は多様であるので、会計基準が予め、すべてのケースをカバーすることは不可能である。従って、個々の状況で経営者が行なう会計処理を会計監査人が大原則に照らして判断する必要があるが、これが難しくなり、結果として、企業活動も萎縮する可能性がある。そのため、ショックから成立した魔女狩り的なSOX法が、時間の経過と共に、この条項の改正も求められる可能性が高い。企業の経済活動の合理性の上からは必要であろうが、そのような改正後も、SOX法の有効性が保たれるかは、現時点では分からない。

更に、米国の4大会計事務所のCEOはSOX法成立以来、誰も交代していない。これら

のCEOは、監査業務以外の急激拡大も含めて業務拡大への貢献が認められ、CEOになった人々と考えられる。その人々が、監査の品質を最優先にするような経営手法を持ち、実施できるという証拠はどこにもない。また、たとえCEOが代わったとしても、現在のCEOとは異なるタイプのCEOになる可能性は低い。なぜなら、少なくともこれまでの20年で4大会計事務所で育ち、CEOになれる可能性のある人材は現在のCEOと同一タイプであろう。そうでなければ、その組織で生き残っていない。いずれ、4大会計事務所のパートナー、スタッフのマインド・セティングも変わるであろうが、そのスピードは速くない。

会計事務所が会計不正に巻き込まれない最良の方法は、問題が発生する可能性の高い会社の監査をしないことである。このためには、会計事務所が新たに被監査会社とするかどうかを決定するための「監査業務引受審査」または既存の被監査会社の監査業務を引き続き引受けるかどうかを決定するための「監査業務継続審査」が重要である。SOX法施行後、この業務は強化されたといわれているが、当該会計事務所の関係者以外がその変更内容を知ることは難しい。また、これに関連しての難しい問題は、会計監査の引き受け手のない会社が増加する可能性があることである。この現象は、1990年代の貯蓄貸付組合について既に発生している。別に、会計不正をしている会社でないが、監査業務引受基準に適合しないので、監査を引き受けないという事態であるが、信頼のおける会計監査を受けられないことは、資金調達の道を塞ぐこととなり、企業活動には大きな影響がある。

以上を総合すると、2004年夏の終わりの時点でのSOX法の有効性は限定的であり、今後、米国の産業界、会計士業界、SECなどがどのように運用するかを見ないと、本当に有効かどうか

かは分からない。ただ言えることは、法律だけでは不正をなくすことができないことである。投資家、経営者、取締役会のメンバー、従業員、会計監査人、取引先などのマインド・セティングとビジネス・モデルが変わらない限り、会計不正は跡を絶たないのかもしれない。

#### 注

- (1) D.R.Carmichael & Paul H. Rosenfield, "Accountants' Handbook, Tenth Edition", John, Wiley & Sons, Inc., Chapter 3.
- (2) Mike Brewster, UNACCOUNTABLE; How the Accounting Profession Forfeited Public Trust, John Wiley & Sons, Inc. 2003
- (3) Ibid
- (4) Ibid
- (5) 貯蓄貸付組合の監査において、会計監査人が本当に責任があったのかどうかは、秋山純一「戦略的システムレンズを通しての監査」(雑誌「商学論纂」(中央大学)第41巻第2号(2000年3月)p73からp90まで)参照。
- (6) Stephen A. Zeff, "The Causes and Consequences of Enron", Working Paper for a Presentation at the Japanese Institute of Certified Public Accountants, July 7, 2004
- (7) インタビュー先は、Ernst & Young LLPのAmerican Director of AASB QualityのThomas F. Flannery, 2004年8月にフロリダ州オーランドで開催されたアメリカ会計学会年次大会の会場での実施したインタビューとしては、Deloitte Touche LLPのRetired ChairmanのJames E. Copeland, U. S. SECのOffice of Chief AccountantのDeputy Chief AccountantであるScott A. Taub, 並びに、数名の年次大会出席者である。
- (8) 例えば、Best Practices for Sarbanes-Oxley Implementation, Financial Executives Research Foundation, January 2003

#### 著者プロフィール

秋山 純一  
多摩大学 同大学院教授。国際会計基準審議会解釈指針委員。公認会計士(日本、米国ニューヨーク州、イリノイ州)。ニューヨーク大学スターン・スクール・オブ・ビジネス大学院修士課程修了(MBA)。